



平成 21 年 1 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ  
代 表 者 名 取締役会長兼社長 谷 正明  
本 社 所 在 地 福岡市中央区大手門一丁目8番3号  
(コード番号8354 東証第一部、大証第一部、福証)  
問 合 せ 先 執行役員経営企画部長 吉田 泰彦  
(TEL:092-723-2502)

### 優先出資証券の期限前償還、子会社の解散および特定子会社の異動に関するお知らせ

当社の子会社である株式会社熊本ファミリー銀行(以下、「熊本ファミリー銀行」という。)は、本日開催の取締役会において、当社および熊本ファミリー銀行の子会社である Kumamoto Family Preferred Capital Cayman Limited(クマモト・ファミリー・プリファード・キャピタル・ケイマン・リミテッド)(以下、「本特別目的子会社」という。)の発行した優先出資証券について、全額期限前償還することを承認する決議を行い、また、本特別目的子会社を解散する方針を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、期限前償還およびその後の解散に伴い、本特別目的子会社は当社の特定子会社に該当しないこととなりましたので、併せてお知らせいたします。

### 記

#### 1. 期限前償還について

##### (1) 期限前償還を行う理由

当社の子会社である株式会社福岡銀行(以下、「福岡銀行」という。)は、経営統合前の平成 18 年 9 月に、熊本ファミリー銀行の不良債権への引当強化等に伴う自己資本対策として、本特別目的会社が発行する優先出資証券 250 億円を買い受け、また熊本ファミリー銀行に対して 100 億円の劣後ローンを供与しておりました。しかしながら、平成 19 年 4 月の経営統合に伴い両子銀行が当社の完全子会社となった後においても、かかる子銀行間における資本関係が継続している状況にあったため、当社グループ内で適切な資本構成を構築するために、当該優先出資証券全額の期限前償還及び当該劣後ローン全額の期限前弁済(以下、「本件返済」と総称する。)を行うことといたしました。

なお、当社は、本日開催の取締役会において、熊本ファミリー銀行が、本件返済により低下する自己資本の確保のために、平成 21 年 2 月 13 日に実施する株主割当増資約 350 億円を、全額引き受けることを決定いたしました。

##### (2) 償還する優先出資証券の概要

発行体	Kumamoto Family Preferred Capital Cayman Limited
証券の種類	円建配当金非累積型永久優先出資証券
償還期限	定めなし
配当	固定/変動配当
発行総額	250 億円
払込日	平成 18 年 9 月 21 日

ご注意:この文書は、株式会社ふくおかフィナンシャルグループの優先出資証券の期限前償還、子会社の解散および特定子会社の異動に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。

償還対象総額	250 億円
償還金額	1 証券につき 10 億円(払込金額相当額)

(3) 償還予定日

平成 21 年 3 月 13 日(金)

2. 子会社の解散について

(1) 解散する子会社の名称および概要

会社名	Kumamoto Family Preferred Capital Cayman Limited		
所在地	PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands		
代表者氏名	竹下 真也		
事業内容	優先出資証券の発行、熊本ファミリー銀行の発行する永久劣後特約付社債の引受け、その他これらに付随する業務		
設立年月日	平成 18 年 9 月 5 日		
資本金	255 億円		
決算期	毎年 3 月 31 日		
役員・従業員の数	役員 3 名、従業員なし		
発行済株式(出資証券)総数	普通株式	: 50,000 株 (1 株あたり 1 万円)	
	優先出資証券	: 25 株 (1 証券あたり 10 億円)	
株主構成	普通株式	: 熊本ファミリー銀行	100%
	優先出資証券	: 熊本ファミリー銀行以外(福岡銀行)	100%

(2) 解散の日程

平成 21 年 10 月末までに清算終了(予定)

(3) 解散の理由

当社および熊本ファミリー銀行の取締役会において、上記子会社が発行した優先出資証券および引受けた永久劣後特約付社債につき、それぞれ平成 21 年 3 月に全額期限前償還されることが決定されたため。

(4) 当該事実が当社の損益に与える影響

当該事実による当社の平成 21 年 3 月期の業績予想(連結・単体)への影響はございません。

3. 特定子会社の異動について

(1) 異動の理由

上記優先出資証券の償還に伴い、本特別目的子会社の資本金の額が当社の資本金の額の百分の十未満に相当することとなり、また、その後の上記解散に伴い、本特別目的子会社が当社の子会社に該当しないこととなるため。

(2) 異動する子会社の概要

上記 2.(1)に記載のとおり。

ご注意:この文書は、株式会社ふくおかフィナンシャルグループの優先出資証券の期限前償還、子会社の解散および特定子会社の異動に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。

(3) 異動の年月日

平成 21 年 3 月 13 日(金)

以 上

本件に関する照会先：[経営企画部 TEL. 092-723-2502]

ご注意:この文書は、株式会社ふくおかフィナンシャルグループの優先出資証券の期限前償還、子会社の解散および特定子会社の異動に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。